

議案第 99 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 18 を次のとおり改める。

別表第 18（第 2 条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第 30 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1 件につき ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下この表において「省令」という。）第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この表において「モデル建物法基準」という。）に適合するもの。）

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
98,000円

300平方メートル以上
500平方メートル未満のもの
170,000円

イ 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この表において「標準入力法等基準」という。）に適合するもの。）

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
173,000円

300平方メートル以上
500平方メートル未満のもの
300,000円

ウ 一戸建ての住宅

床面積の合計

200平方メートル未満のもの
39,000円

200平方メートル以上のもの
43,000円

エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの

申請に係る戸数

	<p>4戸以下のもの 237,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 129,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>
--	---

備考

- 1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。
- 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。
- 3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「非住宅誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計

の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した、法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「住宅誘導基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 エに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

7 オに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に

		<p>掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>8 2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6又は7の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>9 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
2	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>法第31条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定</p> <p>1件につき</p> <p>ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（モデル建物法基準に適合するもの。）</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 50,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 86,000円</p> <p>イ 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（標準入力法等基準に適合するもの。）</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>300平方メートル以上</p>

		<p>500平方メートル未満のもの 151,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅 床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 119,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 135,000円</p> <p>オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 65,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 81,000円</p>
	備考	<p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。</p>

- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。
- 4 アに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
 - (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円
 - (2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 72,000円
- 5 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
 - (1) 300平方メートル未満のもの 82,000円
 - (2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 137,000円
- 6 ウに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める

		<p>額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 20,000円</p> <p>7 エに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 114,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円</p> <p>8 オに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 60,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円</p> <p>9 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、4又は5の例により算定した額と7又は8の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>10 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
3	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	<p>法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定</p> <p>1件につき</p> <p>ア 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するもの。)</p> <p>床面積の合計</p>

300平方メートル未満のもの
の 98,000円

300平方メートル以上
500平方メートル未満のもの
170,000円

イ 非住宅建築物（省令第1条第1
項第1号イに規定する基準に適
合するもの。）

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
の 173,000円

300平方メートル以上
500平方メートル未満のもの
300,000円

ウ 一戸建ての住宅（省令第1条第
1項第2号イ(2)i及び同号ロ(2)
に定める基準による認定に係る
ものに限る。）

床面積の合計

200平方メートル未満のもの
の 21,000円

200平方メートル以上のもの
の 22,000円

エ 一戸建ての住宅（省令第1条第
1項第2号イ(2)i及び同号ロ(2)
に定める基準による認定に係る
ものを除く。）

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

の 39,000円

200平方メートル以上のもの

の 43,000円

オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)

申請に係る戸数

4戸以下のもの

102,000円

5戸以上15戸以下のもの

117,000円

カ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)

申請に係る戸数

4戸以下のもの

237,000円

5戸以上15戸以下のもの

269,000円

キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係る

ものに限る。)

申請に係る戸数

4戸以下のもの

58,000円

5戸以上15戸以下のもの

76,000円

ク 共同住宅等であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)

申請に係る戸数

4戸以下のもの

129,000円

5戸以上15戸以下のもの

161,000円

備考

- 1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。
- 2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この表において「非住宅基準適合証」という。)又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円

3 イに係る申請書に、非住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「住宅基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 16,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 17,000円

5 エに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 オに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 92,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 97,000円

7 カに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

8 キに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 56,000円

9 クに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円

10 1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と6から9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第18（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第18（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第30条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1件につき ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この表において「モデル建物法基準」という。）に適合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未	1	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第30条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1件につき ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この表において「モデル建物法基準」という。）に適合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未

満のもの 98,00

0円

300平方メートル以

上500平方メートル

未満のもの 170,

000円

イ 非住宅建築物又は複合
建築物のうち非住宅部分
(省令第8条第1号イ
(1)及びロ(1)に規定する
基準(以下この表におい
て「標準入力法等基準」
という。)に適合するも
の。)

床面積の合計

300平方メートル未

満のもの 173,0

00円

300平方メートル以

上500平方メートル

未満のもの 300,

000円

ウ 一戸建ての住宅

床面積の合計

200平方メートル未

満のもの 98,00

0円

300平方メートル以

上500平方メートル

未満のもの 170,

000円

イ 非住宅建築物又は複合
建築物のうち非住宅部分
(省令第8条第1号イ
(1)及びロ(1)に規定する
基準(以下この表におい
て「標準入力法等基準」
という。)に適合するも
の。)

床面積の合計

300平方メートル未

満のもの 173,0

00円

300平方メートル以

上500平方メートル

未満のもの 300,

000円

ウ 一戸建ての住宅

床面積の合計

200平方メートル未

満のもの 39,00

0円

200平方メートル以

上のもの 43,00

0円

エ 共同住宅等又は複合建
築物のうち住戸の部分で
あって、共用部分の設計
一次エネルギー消費量を
算出するもの

申請に係る戸数

4戸以下のもの 23

7,000円

5戸以上15戸以下の

もの 269,000

円

オ 共同住宅等又は複合建
築物のうち住戸の部分で
あって、共用部分の設計
一次エネルギー消費量を
算出しないもの

申請に係る戸数

4戸以下のもの 12

9,000円

5戸以上15戸以下の

満のもの 39,00

0円

200平方メートル以

上のもの 43,00

0円

エ 共同住宅等又は複合建
築物のうち住戸の部分
申請に係る戸数

4戸以下のもの 23

7,000円

5戸以上15戸以下の

もの 269,000

円

もの 161,000
円

備考

- 1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。
- 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。
- 3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「非住宅誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。
- 2 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について又は複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分について又は複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める額を合算した額とする。
- 3 アに係る申請書に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関（以下この表において「登録建築物調査機関」という。）の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下

分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した、法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「住宅誘導基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金

この表において「非住宅誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）の登録を受けているものが作成した、法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に

額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 エに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

7 オに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額と

掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「住宅誘導基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 エに係る申請書（1の場合に係るものを含む。）に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

		<p>する。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>8 2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6又は7の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>9 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>	
2	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	<p>法第31条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定</p> <p>1件につき</p> <p>ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（モデル建物法基準に適合するもの。）</p>	<p>7 2の場合に係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものかつ登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「複合誘導基準適合証」という。）の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ3、4及び6に準ずる。</p> <p>8 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
2	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	<p>法第31条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定</p> <p>1件につき</p> <p>ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（モデル建物法基準に適合するもの。）</p>	<p>7 2の場合に係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものかつ登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「複合誘導基準適合証」という。）の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ3、4及び6に準ずる。</p> <p>8 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>

申請手数料	床面積の合計	300平方メートル未 満のもの 50,000 円	申請手数料	床面積の合計	300平方メートル未 満のもの 50,000 円
	300平方メートル以 上500平方メートル 未満のもの 86,000 円	300平方メートル以 上500平方メートル 未満のもの 86,000 円			
	イ 非住宅建築物又は複合 建築物のうち非住宅部分 (標準入力法等基準に適 合するもの。)	イ 非住宅建築物又は複合 建築物のうち非住宅部分 (標準入力法等基準に適 合するもの。)			
	床面積の合計	床面積の合計			
	300平方メートル未 満のもの 87,000 円	300平方メートル未 満のもの 87,000 円			
	300平方メートル以 上500平方メートル 未満のもの 151,000 円	300平方メートル以 上500平方メートル 未満のもの 151,000 円			
	ウ 一戸建ての住宅	ウ 一戸建ての住宅			
	床面積の合計	床面積の合計			
	200平方メートル未 満のもの 21,000 円	200平方メートル未 満のもの 21,000 円			

	<u>200平方メートル以上のもの</u> <u>23,000円</u>
エ	<u>共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>119,000円</u> <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>135,000円</u>
オ	<u>共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>65,000円</u> <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>81,000円</u>
備考	

	<u>200平方メートル以上のもの</u> <u>23,000円</u>
エ	<u>共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>119,000円</u> <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>135,000円</u>
備考	

- 1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。
- 4 アに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
(1) 300平方メートル未満のもの 4

- 1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。
- 2 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について又は複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分について又は複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める額を合算した額とする。
- 3 アに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
(1) 300平方メートル未満のもの 4

5, 000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 72, 000円

5 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 82, 000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 137, 000円

6 ウに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18, 000円

(2) 200平方メートル以上のもの 20, 000円

7 エに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係

5, 000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 72, 000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 82, 000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 137, 000円

5 ウに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18, 000円

(2) 200平方メートル以上のもの 20, 000円

6 エに係る申請書（1の場合に係るものを含む。）に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数

る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円

8 オに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円

9 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、4又は5の例により算定した額と7又は8の例により算定した額を合算した額とする。

10 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算

料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円

7 2の場合に係る申請書に、複合誘導基準適合証の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ3、4及び6に準ずる。

8 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算し

		した金額とする。				た金額とする。	
3	建築物エ	法第36条の規定	1件につき	3	建築物エ	法第36条の規定	1件につき
	エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	ア 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 170,000円		エネルギー消費性能に係る認定	に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	ア 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 170,000円
			イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号イに規定する基準に適合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 173,000円 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 300,				イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号イに規定する基準に適合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 173,000円 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 300,

000円

ウ 一戸建ての住宅（省令
第1条第1項第2号イ
(2)i及び同号ロ(2)に定
める基準による認定に係
るものに限る。)

床面積の合計

200平方メートル未
満のもの 21,00
0円

200平方メートル以
上のもの 22,00
0円

エ 一戸建ての住宅（省令
第1条第1項第2号イ
(2)i及び同号ロ(2)に定
める基準による認定に係
るものを除く。)

床面積の合計

200平方メートル未
満のもの 39,00
0円

200平方メートル以
上のもの 43,00
0円

000円

ウ 一戸建ての住宅

床面積の合計

200平方メートル未
満のもの 39,00
0円

200平方メートル以
上のもの 43,00
0円

オ 共同住宅等であって、
共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)

申請に係る戸数

4戸以下のもの 10

2,000円

5戸以上15戸以下の

もの 117,000

円

カ 共同住宅等であって、
共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)

申請に係る戸数

4戸以下のもの 23

7,000円

エ 共同住宅等

申請に係る戸数

4戸以下のもの 23

7,000円

5戸以上15戸以下の

もの 269,000

円

5戸以上15戸以下の
もの 269,000
円

キ 共同住宅等であって、
共用部分の設計一次エネ
ルギー消費量を算出しな
いもの（省令第1条第1
項第2号イ(2)ii及び同
号ロ(2)に定める基準に
よる認定に係るものに限
る。）

申請に係る戸数

4戸以下のもの 5
8,000円

5戸以上15戸以下の
もの 76,000円

ク 共同住宅等であって、
共用部分の設計一次エネ
ルギー消費量を算出しな
いもの（省令第1条第1
項第2号イ(2)ii及び同
号ロ(2)に定める基準に
よる認定に係るものを除
く。）

申請に係る戸数

	4戸以下のもの 12 9,000円
	5戸以上15戸以下の もの 161,000 円

備考

1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「非住宅基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 8
8,000円

(2) 300平方メートル以上500平方
メートル未満のもの 143,000円

備考

1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める額を合算した額とする。

2 アに係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「非住宅基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 8
8,000円

(2) 300平方メートル以上500平方

3 イに係る申請書に、非住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「住宅基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 16,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 17,000円

5 エに係る申請書に、住宅基準適合証又は

メートル未満のもの 143,000円

3 イに係る申請書に、非住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

4 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関

市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 オに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 92,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 97,000円

7 カに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸

又は登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「住宅基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

5 エに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸

数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

8 キに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 56,000円

9 クに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円

10 1の場合に係る申請書に、登録判定評

数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

6 1の場合に係る申請書に、登録建築物調

価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と6から9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

査機関の登録を受けているものかつ登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類又は市長が別に定める書類の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ2、3及び5に準ずる。